日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六を次のように改める。

第十四条の六　削除

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

第二条　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、支店又は代理店」を「又は支店」に改める。

第三条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第四条第一項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第三項中「第十二項」を「第十一項」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第三条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

水質基準に関する省令の一部を改正する省令

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

表二十四の項中「〇・〇四㎎／ℓ」を「〇・〇三㎎／ℓ」に改め、同表二十八の項中「〇・二㎎／ℓ」を「〇・〇三㎎／ℓ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。